

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

記入例① 納期特例の承認申請
(令和5年6月から納期特例を開始する場合)

常滑市長殿 令和 年 月 日提出	(特別 給与 徴収 義務 者)	住所又は 所在地	常滑市新開町4丁目1番地						指定番号	111111111			
		法人の名称及 び代表者氏名	株式会社 トコタン						電話番号 (内線)	0569-35-0000			
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての(承認 ・ 取下げ)を申請します。 ※選択してください													
適用開始希望年月	令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月分以降の納期 ●												
申請日前6月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 ()内は臨時職員数	令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月: <u>8</u> 人(<u>1</u>)			令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月: <u>6</u> 人(<u>1</u>)			令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月: <u>6</u> 人(<u>1</u>)			令和 <u>5</u> 年 <u>5</u> 月: <u>6</u> 人(<u>1</u>)			
備考 市税の滞納、又は納入の遅延の事実がある場合はその理由等 若しくは、納期特例の取下げ理由等													

納期特例適用の開始月を記載してください

納期特例について

特別徴収義務者は、その事業所等で給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である場合は、市長の承認を受けることで、徴収した特別徴収税額を、次のように年2回で納入することができます。

- ・ 6月分から11月分までの徴収税額 ⇒ 12月10日までに納入 (11月分の納入書をご利用ください)
- ・ 12月分から5月分までの徴収税額 ⇒ 6月10日までに納入 (5月分の納入書をご利用ください)

反対に、給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になる場合は、特例の取り下げが必要です。

承認・もしくは取り下げを受けるには、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

記入例② 納期特例の取り下げ
(令和5年6月から納期特例を
取り下げる場合)

常滑市長殿 令和 年 月 日提出	(特別 給与 徴収 義務 者)	住所又は 所在地	常滑市新開町4丁目1番地						指定番号	111111111					
		法人の名称及 び代表者氏名	株式会社 登り窯						電話番号	0569-35-1111 (内線)					
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1	1
		担当者氏名	常滑 花子												
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての(<u>承認</u> ・ <u>取下げ</u>)を申請します。 ※選択してください															
適用開始希望年月	令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月分以降の納期 ●														
申請日前6月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 ()内は臨時職員数	令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月: <u>15</u> 人(<u>3</u>) 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月: <u>15</u> 人(<u>3</u>) 令和 <u>5</u> 年 <u>1</u> 月: <u>15</u> 人(<u>3</u>) 令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月: <u>18</u> 人(<u>4</u>) 令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月: <u>15</u> 人(<u>3</u>) 令和 <u>5</u> 年 <u>5</u> 月: <u>18</u> 人(<u>4</u>)														
備考 市税の滞納、又は納入の遅延の事実 がある場合はその理由等 若しくは、納期特例の取下げ理由等	例) 従業員の人数が10名以上となり、特例適用の対象外となったため														

納期特例適用の月を
記載してください

取り下げの理由を記
載してください。

納期特例について

特別徴収義務者は、その事業所等で給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である場合は、市長の承認を受けることで、徴収した特別徴収税額を、次のように年2回で納入することができます。

- ・ 6月分から11月分までの徴収税額 ⇒ 12月10日までに納入 (11月分の納入書をご利用ください)
- ・ 12月分から5月分までの徴収税額 ⇒ 6月10日までに納入 (5月分の納入書をご利用ください)

反対に、給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になる場合は、特例の取り下げが必要です。

承認・もしくは取り下げを受けるには、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。